

最高人民検察院、公安部による 公安機関の管轄する刑事案件の 立件訴追基準に関する規定（抜粋）

2010年5月7日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民検察院、公安部による公安機関の管轄する刑事案件の立件訴追基準に関する規定（抜粋）

第六十九条 「登録商標冒用罪の嫌疑に係る案件（刑法 213 条）」登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品にその登録商標と同一の商標を使用し、次の各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。

- (一) 不法経営金額が 5 万元以上又は違法所得金額が 3 万元以上である場合
- (二) 2 種類以上の登録商標を冒用し、不法経営金額が 3 万元以上又は違法所得金額が 2 万元以上である場合
- (三) その他、情状が重い場合

第七十条 「登録商標模倣品販売罪の嫌疑に係る案件（刑法 214 条）」他人の登録商標を虚偽表示した商品であることを明らかに知りながら販売し、次の各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。

- (一) 販売金額が 5 万元以上である場合
- (二) まだ販売されていないが、商品の価値額が 15 万元以上である場合
- (三) 販売金額が 5 万元以下であるが、販売金額とまだ販売されていない商品の価値額を合わせて 15 万元以上である場合

第七十一条 「登録商標標識の不法製造、不法販売罪の嫌疑に係る案件（刑法 215 条）」他人の登録商標の標識を偽造、無断製造又は偽造、無断製造した登録商標の標識を販売し、次の各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。

- (一) 2 万点以上の他人の登録商標標識を偽造、無断製造若しくは偽造、無断製造した登録商標標識を販売し、又は不法経営金額が 5 万元以上、又は違法所得金額が 3 万元以上である場合
- (二) 2 種類以上の他人の登録商標標識を 1 万点以上偽造、無断製造若しくは偽造、無断製造した登録商標標識を販売し、又は不法経営金額が 3 万元以上、又は違法所得金額が 2 万元以上である場合。
- (三) その他、情状が重い場合。

第七十二条 「特許詐称罪の嫌疑に係る案件（刑法 216 条）」他人の特許を詐称し、次の各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。

- (一) 不法経営金額が 20 万元以上又は違法所得金額が 10 万元以上である場合
- (二) 特許権利人の直接経済損失額が 50 万元以上である場合
- (三) 2 種類以上の他人の特許を詐称し、不法経営金額が 10 万元以上又は違法所得金額が

5 万元以上である場合

(四) その他、情状が重い場合

第七十三条 「営業秘密侵害罪の嫌疑に係る案件(刑法 219 条)」他人の営業秘密を侵害し、次の各号の何れかに該当する場合、立件して訴追しなければならない。

- (一) 営業秘密権者の損失金額が 50 万元以上である場合
- (二) 営業秘密侵害による違法所得金額が 50 万元以上である場合
- (三) 権利侵害が原因で営業秘密権者が破産に至った場合
- (四) その他、営業秘密権者に重大な損失を与えた場合

第七十四条 「他人の商業的信用・名誉又は商品の名声・名誉を損なう特定商品名誉毀損罪の嫌疑に係る案件(刑法 221 条)」虚偽の事実を捏造し、かつ流布し、他人の商業的信用・名誉又は商標の名声・名誉を損ない、次の各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。

- (一) 他人の直接経済損失額が 50 万元以上である場合
- (二) 上記の金額基準を満たしていなくても、次の各号の何れかに該当する場合は、立件し訴追しなければならない。
 - 1. インターネット又はその他のメディアを利用して他人の商業的信用・名誉又は商品の名声・名誉を損なう場合
 - 2. 会社、企業などの単位に 6 ヶ月以上の生産・経営の停止をさせ、又は破産させた場合
- (三) 他人に重大な損失を与え、又はその他の重い情状がある場合

第七十五条 「虚偽宣伝罪(刑法 222 条)」広告主、広告業者、広告発行者が国家规定に違反し、広告を利用して商品又はサービスにおける虚偽宣伝を行い、次の各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。

- (一) 違法所得金額が 10 万元以上である場合
- (二) 一人の消費者の直接経済損失額が 5 万元以上、又は複数の消費者の直接経済損失額を累計で合計 20 万元以上である場合
- (三) 突発事件を予防、抑止する名目を悪用し、広告を利用して虚偽宣伝を行い、複数人が被害を受けることにより、違法所得金額が 3 万元以上である場合
- (四) 上記の金額基準を満たしていないが、2 年以内に広告を利用して虚偽宣伝を行うことにより、2 回以上の行政処罰を受けた後、再度広告を利用して、虚偽宣伝を行った場合。
- (五) 被害者に人身傷害をもたらした場合
- (六) その他、情状が重い場合

第七十九条 「不法経営罪の嫌疑に係る案件（刑法 225 条）」国家の規定に違反し、不法な経営活動を行い、市場の秩序を攪乱し、次の各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。

（五）社会秩序に深刻な危害を与え、市場の秩序を攪乱する不法出版物を出版、印刷、複製、発行し、次の各号の何れかに該当する場合

1. 個人の不法経営金額が 5 万元以上、単位の不法経営金額が 15 万元以上である場合
2. 個人の違法所得金額が 2 万元以上、単位の違法所得金額が 5 万元以上である場合
3. 個人が新聞 5, 000 部以上又は定期刊行物 5, 000 冊以上又は図書 2, 000 冊以上又は音像製品、電子出版物 500 枚以上の事業活動を不法に行い、単位が新聞 15, 000 部以上又は定期刊行物 15, 000 冊以上又は図書 5, 000 冊以上又は音像製品、電子出版物 1, 500 枚以上の事業活動を不法に行った場合
4. 上記の金額基準を満たしていないが、次の各号の何れかに該当する場合
 - （1）2 年以内に不法出版物を出版、印刷、複製、発行し、2 回以上の行政処罰を受けた後再度不法出版物を出版、印刷、複製、発行した場合
 - （2）不法出版物を出版、印刷、複製、発行することにより、社会に悪影響又はその他深刻な結果を招いた場合

（六）出版物の出版、印刷、複製、発行業務に不法で従事し、市場の秩序を嚴重に攪乱し、次の各号の何れかに該当する場合

1. 個人の不法経営金額が 15 万元以上、単位の不法経営金額が 50 万元以上である場合
2. 個人の違法所得金額が 5 万元以上、単位の違法所得金額が 15 万元以上である場合
3. 個人が新聞 15, 000 部以上又は定期刊行物 15, 000 冊以上又は図書 5, 000 冊以上又は音像製品、電子出版物 1, 500 枚以上の事業活動を不法に行い、単位が新聞 50, 000 部以上又は定期刊行物 50, 000 冊以上又は図書 15, 000 冊以上又は音像製品、電子出版物 5, 000 枚以上の事業活動を不法で行った場合
4. 上記の金額基準を満たしていないが、2 年以内に出版物の出版、印刷、複製、発行業務に不法で従事したことにより 2 回以上の行政処罰を受けた後、再度出版物の出版、印刷、複製、発行業務に不法で従事した場合